まもれシモキタ！通信

021
2011.06.11

まもれシモキタ！
行政訴訟の会
〒155-0031
世田谷区北沢2-9-19
植松第一ビル201
コモン法律事務所内
TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-action.net

目　次

1 いま見直しの時、新しい区長に区民の意見を届けよう！
2 土手をコンクリート化し、下は商業施設に？
3 裁判レポート
4 シモキタボイス２０１１のお知らせ

いま見直しの時
新しい区長に区民の意見を届けよう！

「田中杉並区長から当選の祝福を受ける保坂世田谷区長」

大型開発優先からの転換と住民参加を掲げた新区長の誕生

４月２４日に行われた区長選挙で、大型開発優先の区政からの転換と情報公開による住民参加を公約として掲げた保坂展人氏が当選しました。保坂区長は、この訴訟を提起した平成１８年９月の時点では衆議院議員でしたが、当初から、私たちの活動に理解を示してくださっていました。

私たちは、提訴前から、下北沢の再開発問題について住民との話し合いの場を設けることなどを世田谷区に要望してきましたが、これまでの世田谷区は住民の意見を真摯に聞こうとはしませんでした。しかし、新しく誕生した区長は、「一方通行ではなく住民の意見を汲み取る回路が双方向であるべき」だと述べ、下北沢の再開発問題についても、住民の声を聞き、修正を判断すると言っています。

世田谷区による計画修正の方法

修正の前提として、世田谷区が下北沢の再開発問題にどのように関わっているのか整理しておきましょう。下北沢には再開発に関係する２つの道路計画があります。

①補助５４号線（最大幅員２６ｍの新設道路）と②区画街路１０号線（５４００㎡の駅前交通広場）です。

このうち、①補助５４号線については、東京都が都市計画決定し、その一部を世田谷区が事業化しようとしています。また、②区画街路１０号線は、世田谷区が都市計画決定し、世田谷区が事業化しようとしています。

	補助54号線	区画街路10号線
計画決定者	東京都	世田谷区
事業主体	世田谷区	世田谷区

下北沢の道路計画と世田谷区の関係

つまり、世田谷区は、区画街路１０号線の計画決定権者ですから、必要に応じて、その都市計画を変更することが可能です。また、世田谷区は、補助５４号線と区画街路１０号線の事業主体ですから、必要に応じて、事業の範囲を変更することが可能です。

アンケートやります

ところで世田谷区は、平成１２年５月に駅前広場についてのアンケートを行っています。そのアンケートでは、９３％の人が下北沢駅までの交通手段は「徒歩」であると回答し、６９％の人が「歩行者を中心とした駅前広場」とするべきであると回答しました。

もっとも、世田谷区が行ったアンケートからは既に１０年以上が経過しています。

そこで、改めてこの段階で住民の方にアンケートを行い、その結

果を保坂区長に届ける必要があるのではないでしょうか。

駅前広場の利用方法と補助５４号線建設の是非

アンケート項目のひとつめは、駅前広場の利用方法です。現在の計画では、バス、タクシー、一般車両のすべての車両が通行でき、タクシーのスペースは８台分取られています。本当にこのような設備が必要なのでしょうか。平成１２年のアンケート結果にもあるように、歩行者を中心とした駅前広場として、さまざまな催し物やイベントができる楽しい広場にするというアイデアもあるのではないでしょうか。

補助５４号線については、今すぐに作る必要があるのかが問題です。特に１期工区のうち小田急線の北側の部分は、現在一方通行の出口となっている路地にあたった地点までを作ることになっており、細い路地に通過交通の車を溢れさせることになりかねません。

また、茶沢通りと駅前広場をつなぐ方法についても、新たに土地を買収して道路を建設するのではなく、鉄道の跡地を利用するなどもっと合理的な方法があるのではないでしょうか。

新しい区長に区民の意見を届けよう！

アンケートの結果は、８月２７日と２８の２日間にわたって行われる夏のイベント「SHIMOKITA VOICE 2011」で発表する予定です。そして、保坂区長にも、住民の声として皆様の意見を届けます。

いくら言ってもなかなか聞いてくれなかった区政から住民の声を聞きたい、聞いた上で修正を判断するという区政に変わりました。

ぜひこの機会にアンケートにご協力下さい

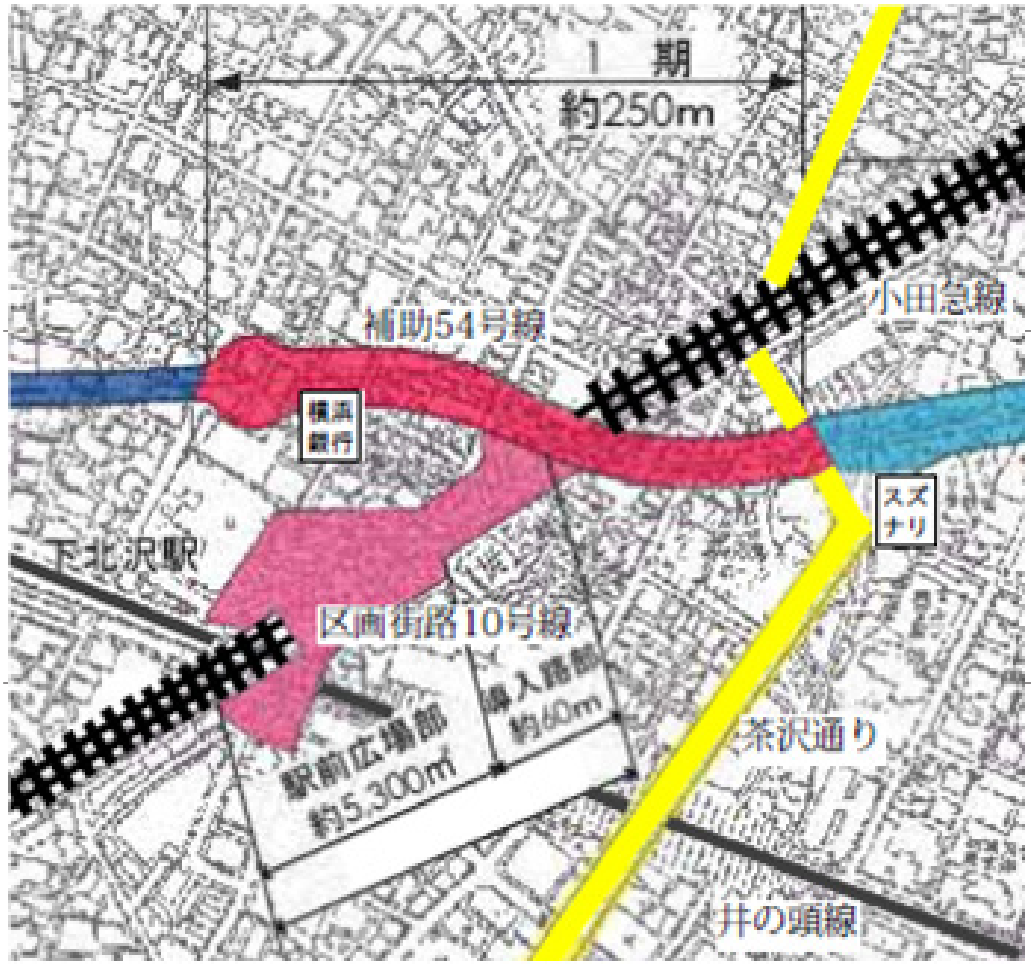

（上図）補助５４号線と区画街路１０号線の位置関係

〈井の頭線・下北沢駅～茶沢通り間〉土手（盛土部）をコンクリート高架橋化し、下は商業施設を検討？

５月１４日（土）の午後、東大原小学校において、東京都・世田谷区・小田急電鉄・京王電鉄の四者合同の「京王電鉄井の頭線（下北沢駅付近）改良工事の概要」説明会が

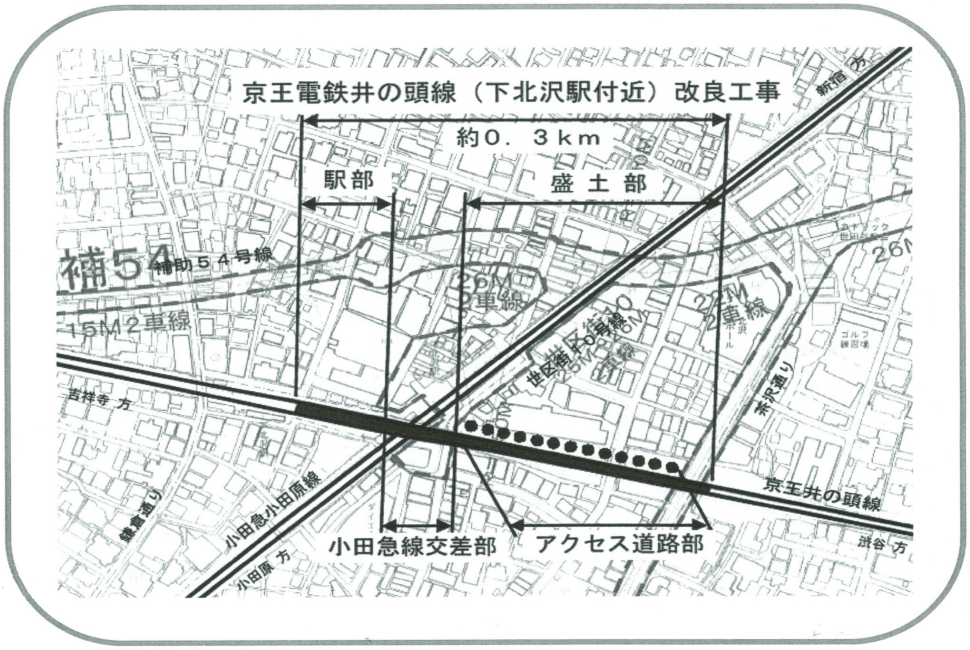

（左図）井の頭線工事計画図（下北沢駅付近）

行われました。
　今後、高架橋下の利用や騒音対策については、街づくりの一環として考えていかなければなりません。

工事計画説明内容

1．計画説明は井の頭線の駅部・小田急線交差部・盛土部に分けて行われた。
2．下北沢駅と茶沢通りの盛土部については、鉄筋コンクリートの高架橋構造とする。
3．本多劇場が入っているビルとの間の北側には、幅６ｍの緊急車両が進入可能な遊歩道（アクセス道路）を設ける。
4．詳細は未定であるが、高架橋の下は商業施設の方向を考えている。
5．工事計画総額は１０９億円で、その四分の三は小田急線連続立体交差事業から、四分の一は京王電鉄が負担する。
（連続立体交差事業費には補助金＝私たちの税金が８０％以上つぎ込まれる）。

裁判レポート

裁判官は良心に従って独立して職権を行う！
――行政訴訟における司法の反動化へ警告

　４月１４日（木）、下北沢道路事業認可取消等訴訟の第２０回口頭弁論が、東京地裁１０３号大法廷で行われました。原告弁護団は、右陪席（裁判長の右側＝傍聴席から見ると左側の裁判官）の交代をうけて、これまでの主張を説明する「弁論の更新」を行いました。また、「弁論の更新」を行う理由説明のなかで、行政などの権力の介入を排し「裁判官は自分の良心に従って独立して職権を行使するよう」（憲法７６条第３項）に要請しました。
　傍聴席からは、見事な弁論内容に感動の拍手が何回も湧き上がっていました。

最高裁による作為的な裁判官交替

　斉藤弁護士からは、昨年の５月に川神裁判長が異動してこられたときに「弁論の更新」をし、今年の４月に３人の裁判官のうち右陪席が替わったために再び「弁論の更新」を行う理由説明がありました。川神裁判長は、運輸省（現国交省、この訴訟の被告）に出向していた経歴を持ち、最高裁判所の行政訴訟の上席調査官から東京地裁の行政訴訟担当の裁判長になるという異例の異動でした。
　今回の右陪席となった内野裁判官は、最高裁の行政訴訟の元調査官であり、川神上席調査官のもとで調査官を務めていたことがあります。
　３人の裁判官の合議で判決が行われるわけですから、川神裁判長の影響力が非常に大きくなる恐れがある不自然な裁判官交替です。

環境裁判を揺さぶる人事

　東京地裁の他の部で、文化財として優れた建築と庭園のある羽沢ガーデンの開発差止め行政訴訟が行われています。昨年１１月には、日本における環境訴訟では初めての裁判所による現場検証が行われました。
　ところが、現場検証を行った杉原裁判長は、今年の４月に東京高裁の裁判官（裁判長ではなく）へ異動となりました。
　後任の定塚氏は、最高裁・事務総局の課長を歴任したうえ、２年前まで東京地裁の行政訴訟を若干担当してから最高裁に戻り同局情報政策課長となり、今回杉原裁判長の後任として再び東京地裁にやってきたというこれまた極めて異例な人事です。
　６０年代後半から７０年代の四大公害裁判（イタイイタイ病・新潟水俣病・四日市ぜんそく・熊本水俣病）のときは、判決を出すまで裁判長の交替はいずれもありませんでした。

国の代理人は、実は裁判官

　私たちの行政訴訟は、国と東京都を被告とし世田谷区を参加人としていますが、国の代理人は裁判所から法務省の訴訟部門に出向している裁判官が務めています。「訟務検事」といわれる人です。彼らは、将来は裁判所に戻り裁判官となるのです。
　これは、「判検交流」という３０年以上前から行われている日本独特の制度で、国会でも何回か問題になってきましたし、司法改革のテーマにあがってきましたが手を付けられずに今日に至っています。

行政訴訟判決の反動化

　このように行政訴訟をめぐる我が国の制度にはいろいろな問題がありますが、最高裁長官が竹崎氏に替わった一昨年ごろから、特に裁判所の保守化・官僚化が顕著であるとの指摘を行いました。
　裁判官は独立の精神というものがなければなりませんが、組織として動くことに徹している人が多く、ロボットのような裁判官が生まれています。
　そこで、若い裁判官の方々が自分の良心を発揮する審議をぜひお願いしたいと要請しました。

原発事故は裁判所にも重大な責任

　武内弁護士からは、「裁判所は国や都は間違った公共事業をするはずがないという先入観を持ってきたのではないか。その典型が原発事故で、原発の危険についての訴えをことごとく棄却してきた裁判所にも重大な責任がある」との指摘がなされました。

SHIMOKITA VOICE 2011「シモキタ再生」

東日本大震災からの復興？

昔のまま「復興」させるだけでいいのか。本当は「転換」が必要ではないか。

戦後の「復興」は、それ以前の国家総動員体制を復興させただけではないか。

政官財が一体となって、経済大国・原発大国をひとすじに追いかけ、今日の悲劇を招いた。

唯一の被爆国でありながら、被爆のことは隅に追いやられた。

経済最優先は町と街の飽くなき再開発に続く。

いま改めて問う。"まちは誰のものか！"

被曝からの『再生』

被災からの『再生』

再開発からの『再生』

下北沢の『再生』

創造的な『再生』

巨大エネルギー消費を伴う再開発に対して、持続可能で地域に根ざした「下北沢」の独自の魅力と意義をとらえ直し、下北沢を『再生』させる道筋を問う。今年のVOICEは最も重要なものとなるでしょう。

８月２７日、２８日にトークライブ、およびライブパフォーマンスを行います。ぜひご参加ください。

また、下北沢近辺の多くのみなさま、ぜひ共催・協賛イベントを開きませんか。トークイベント、音楽ライブ・コンサート、美術展、落語・演劇、様々なイベントをあなたのお店で一緒に行いませんか。

そして、街づくりについての住民の意見を再確認し、住民参加、そして開発優先からの転換を掲げた保坂展人世田谷区長に、シモキタ全体を人が集う新たな空間として提案しましょう。

「 SHIMOKITA VOICE を主催する下北沢商業者協議会は、被災地支援の活動を行っています。写真は 5 月 28 日に行われたカトリック教会フリーマーケットです。 」

＊ 2011 年 8 月 27 日（土）15：00 ～ 20：00　下北沢北口 アレイホール

トーク＆ライブパフォーマンス「３１１以後の世界で、シモキタのあるべき姿を問う」出演者（予定）：おおたか静流（歌手）ほか

＊ 2011 年 8 月 28 日（日）15:00 ～ 20:00　下北沢北口 アレイホール（予定）

トーク＆ライブパフォーマンス「市民が望む街づくりとは？駅前広場の活用法を考えよう！」出演者（予定）：大友良英（音楽家・ミュージシャン）、保坂展人（世田谷区長）ほか

【連絡先】下北沢商業者協議会

Tel: 03-3419-6261（ビグトリィ内）Fax: 03-3419-6848

E-mail: info@shimokita-sk.org

□「SHIMOKITA VOICE」とは

2007 年にスタートし、昨年まで 4 年連続で行われてきたシモキタ夏のイベントです。2007 年は道路計画地内にある劇場「ザ・スズナリ」が主催し、2008 年以降は地元商業者による運動体「下北沢商業者協議会」を中心として開催してきました。毎回多彩なゲストによるトークライブとライブパフォーマンスにより、シモキタの生活・文化とシモキタが直面している道路・再開発問題をアピールしてきました。 http://www.shimokita-sk.org/sv/

サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には 1 口 5,000 円／年 (複数口歓迎) のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています（郵便口座 00120-2-594289 まもれシモキタ！行政訴訟の会まで）。

サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします！

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当 : 堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936　E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所 : 〒 155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

第２１回　口頭弁論のお知らせ

日時：6 月 28 日 (火)　15：30 ～
場所：東京地方裁判所　１０３号大法廷
交通：東京メトロ丸の内線日比谷駅
　　千代田線　霞ヶ関駅　A1 出口から徒歩 1 分
　　有楽町線　桜田門駅　5 番出口から徒歩 5 分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓
http://www.shimokita-action.net/archive/

編集後記：　６月２日の朝日新聞に、０６年に石川県・志賀原発２号機の運転差止め判決を行った、井戸謙一金沢地裁裁判長（当時）のインタビュー記事が大きく載りました。その後名古屋高裁・最高裁と原告住民が逆転敗訴となっています。裁判所は事実に法を適用する受動的機関なのか、法による政治の統制を行う独立機関なのかを考えさせられました。（伊藤）